	を3で除して得た額（百万円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、工業統計調査規則によつて公表された平成24年から平成26年までの各年における製造品出荷額の合計額を3で除して得た額（万円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）並びに商業統計調査規則（昭和27年通商産業省令第60号）により平成26年7月1日現在で調査された年間商品販売額の小売業計及び卸売業計の合算額を国勢調査令によつて調査した平成27年10月1日現在における人口（令和3年度における普通交付税に関する省令の一部を改正する省令（令和3年総務省令第67号）による改正前の普通交付税に関する省令（以下「令和3年改正前の省令」という。）附則第21条第1項第1号の表中1に掲げる地方団体にあつては、同項の規定によつて算定した人口）で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。））	
市町村	算式 (0.4 × A ＋ 0.075 × B ＋ 0.075 × C ＋ 0.075 × D ＋ 0.075 × E ＋ 0.075 × F ＋ 0.075 × G ＋ 0.075 × H ＋ 0.075 × I) × 0.623 0.4 × A、0.075 × B、0.075 × C、0.075 × D、0.075 × E、0.075 × F、0.075 × G、0.075 × H及び0.075 × Iに小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式の符号 ［略］ I　次の算式Ⅸによつて算定した数（当該数に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が3を超える場合又はiが0の場合には、3とする。） 算式Ⅸ I＝6,124,434／i 算式Ⅸの符号 i　一人当たり各産業の売上高（農林業センサス規則によつて公表された平成27年2月1日現在における農産物販売規模別農家数を用いて算出した農業産出額（農産物販売規模別農家数のうち50万円未満の数に25万円を乗じた額、農産物販売規模別農家数のうち50万円以上100万円未満の数に75万円を乗じた額、農産物販売規模別農家数のうち100万円以上200万円未満の数に150万円を乗じた額、農産物販売規模別農家数のうち200万円以上300万円未満の数に250万円を乗じた額、農産物販売規模別農家数のうち300万円以上500万円未満の数に400万円を乗じた額、農産物販売規模別農家数のうち500万円以上700万円未満の数に600万円を乗	市町村	算式 (0.4 × A ＋ 0.075 × B ＋ 0.075 × C ＋ 0.075 × D ＋ 0.075 × E ＋ 0.075 × F ＋ 0.075 × G ＋ 0.075 × H ＋ 0.075 × I) × 0.608 0.4 × A、0.075 × B、0.075 × C、0.075 × D、0.075 × E、0.075 × F、0.075 × G、0.075 × H及び0.075 × Iに小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式の符号 ［同左］ I　次の算式Ⅸによつて算定した数（当該数に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が3を超える場合又はiが0の場合には、3とする。） 算式Ⅸ I＝6,124,434／i 算式Ⅸの符号 i　一人当たり各産業の売上高（農林業センサス規則によつて公表された平成27年2月1日現在における農産物販売規模別農家数を用いて算出した農業産出額（農産物販売規模別農家数のうち50万円未満の数に25万円を乗じた額、農産物販売規模別農家数のうち50万円以上100万円未満の数に75万円を乗じた額、農産物販売規模別農家数のうち100万円以上200万円未満の数に150万円を乗じた額、農産物販売規模別農家数のうち200万円以上300万円未満の数に250万円を乗じた額、農産物販売規模別農家数のうち300万円以上500万円未満の数に400万円を乗じた額、農産物販売規模別農家数のうち500万円以上700万円未満の数に600万円を乗
	を3で除して得た額（百万円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、工業統計調査規則によつて公表された平成24年から平成26年までの各年における製造品出荷額の合計額を3で除して得た額（万円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）並びに商業統計調査規則（昭和27年通商産業省令第60号）により平成26年7月1日現在で調査された年間商品販売額の小売業計及び卸売業計の合算額を国勢調査令によつて調査した平成27年10月1日現在における人口で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。））	